

書庫の一隅にて

附属図書館館長
経済学研究科教授

菊池光造

経済学部で目的の本を手にした後、しばらく興のおもむくままに書架を眺めていた。書架の一番下、足もとのところに、背文字が擦れてまったく読めない分厚い本が見えたので、抜き出してみた。それは河合栄治郎著『トーマス・ヒル・グリーン思想体系』であった。この本は、昭和5年に上下2冊本として刊行され、版を重ねて合本1冊本として昭和13年に刊行、手の中にあるのはその第7版（昭和16年刊）である。社会思想や社会政策を専門領域とする私にとって、この本はさまざまな想念をかき立てる。

トーマス・ヒル・グリーンは、19世紀末イギリスで台頭した「新自由主義」思想運動の中心人物であった。それまでのイギリスは、古典的な個人主義的自由主義に浸されて、生活問題や貧困などは個人の自己責任の問題とされ、個人的慈善は奨励されても国家による社会政策・福祉政策は極小化されていた。

19世紀第4四半期の長く深い不況は、大量の失業・貧困とともに、イギリスに社会主義運動の台頭をもたらし、こうした歴史の現実に直面した個人主義的自由主義の対応形態が、



トーマス・ヒル・グリーン

理想主義・人格主義を内容とし、社会改良をも視野に置く「新自由主義」であった。

グリーンは、自由な個人の人格の完成・自己実現のためには、これを可能にする「環境」＝「社会的条件」が必要であるとした。失業や貧困、総じて社会問題を解決して、個人の人格完成の基盤を整備することは「社会の責任」であ

る。かくて自由放任ではなく、自由主義の延長線上に国家による社会改良的営為・政策実践の必要性和必然性を位置づけたのであった。こうした「新自由主義」の思想的土壌の中から、ケインズ経済学や、ウィリアム・ベヴァリッジの社会保障プランも生み出されることになるのである。「ドイツ・日本型」社会政策論と「アングロ・アメリカ型」社会政策論の総合を試みる私にとってグリーンは政策思想の展開史のなかで正当な位置づけを要求しているといえよう。

ところで、「ドイツ・日本型」社会政策論が主流を占めた戦前の日本で、この本の著者であり強烈な個性を持つ自由主義者河合栄治郎が、みずからの社会政策原理を構想するに当たって、グリーン思想体系の中に拠り所を求めたのは、卓見でもあり、また必然の成り行きでもあったといえよう。

河合栄治郎は、農商務省商工局に勤務、海外の労働事情を視察して現在の労働基準法にあたる「工場法」案を起草したが、上官と意見があわず官を辞し、大正14年以降東京大学経済学部で社会政策論を講じた。一方、『学生と教養』『学生と読書』など学生叢書15巻を編集・刊行して戦中・戦後の青年・学生に大きな影響を与えた「教師」であり、自由主義のオピニオンリーダーでもあった。その河合が、戦前期の時代状況の中で思想犯罪に問われたということも、この本を手にして想い起こされる。

昭和13年秋、河合の著書『改訂社会政策原理』、『ファシズム批判』、『時局と自由主義』、『第二学生生活』の4冊が、突如発禁処分を受けた。翌14年2月にはこれらの著書が「安寧秩序ヲ紊ルモノ」であるとして河合は起訴され、15年10月に一旦は無罪判決が出るが、検事側控訴によって、東京控訴院で有罪判決、昭和18年夏には

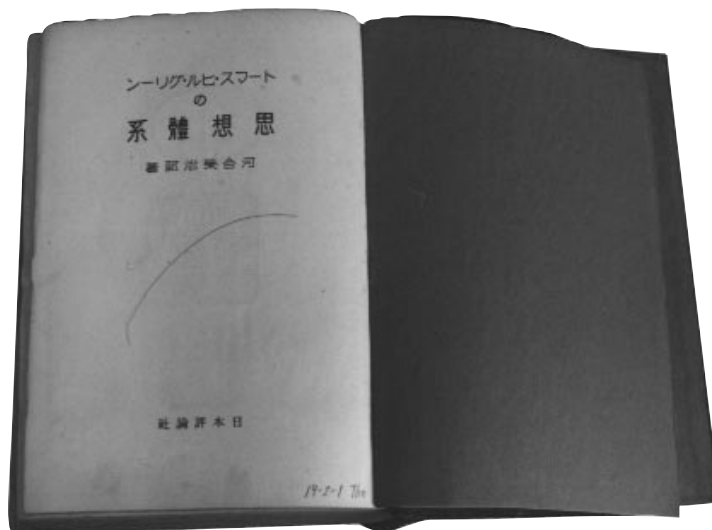
大審院で有罪判決が確定し、その後一切の文筆活動を禁止されることになったのであった。

ふりかえれば、すでに昭和3年いわゆる「三・一五事件」で社会主義派の研究者たちが大学を追われ、昭和8年には人権擁護に配慮する京都大学教授滝川幸辰の「刑法読本」が時の権力によって指弾され、昭和10年には美濃部達吉博士の「天皇機関説」が貴族院で問題化するなど、国家主義・国粹主義思想の波がひたひたと教育研究の世界にも打ち寄せていた。昭和13年には、大学人として学問の自由・大学の自治の立場から思想を異にするマルクス経済学者大内兵衛を擁護した河合栄治郎自身が、その直後に今度は自由主義的著作の責を問われて起訴さ

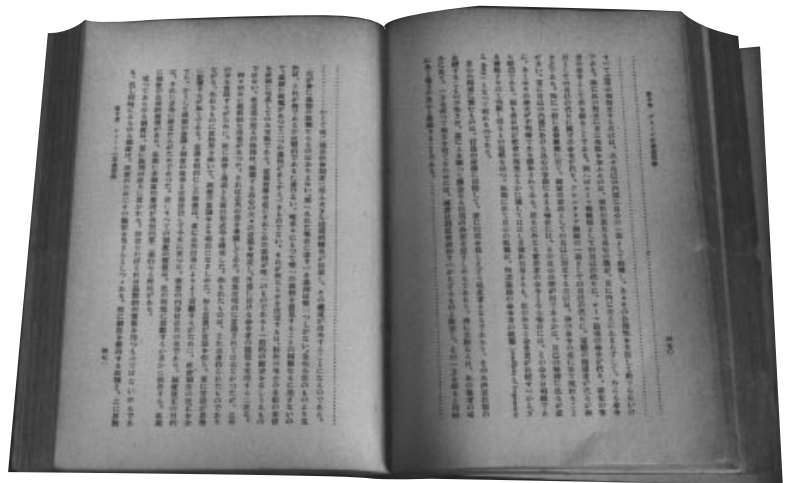
れるにいたったのである。私が手にした昭和16年版『トーマス・ヒル・グリーンの思想體系』にも、検閲による数行の「伏せ字」が見られる。河合自身は昭和19年2月、終戦を待たずに病死した。しかし、この河合の著書が、戦中・戦後の学生たちによって背文字が擦れて消えるほどに読まれたことも忘れてはならないだろう。

私は、たまたま手にした1冊の本が呼び起こす想いについて触れた。だが、京都大学図書館の60余個所におよぶ図書室・書庫では、随所で歴史を映す書物たちが、今日もひそかに息づいているに違いない。

(きくち こうぞう)



河合栄治郎著
『トーマス・ヒル・グリーンの思想體系』
昭和16年版



検閲による「伏せ字」